

第11回農業委員会定例会(議事録)

|          |   |                      |
|----------|---|----------------------|
| 1 日時     | 令和4年11月30日(水)   | 午前 9時55分<br>午前10時25分 |
| 2 場所     | 竹原市民館2階 第2・第3会議室  |                      |
| 3 出席農業委員 | 1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員<br>6 赤坂委員, 7 土居委員  |                      |
| 欠席農業委員   |   |                      |
| 推進委員     | 西原推進委員, 沖野推進委員, 須賀推進委員, 西野推進委員<br>大木推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員  |                      |
| 4 説明員    | 鳥本専門員, 小池主事   |                      |
| 5 審議案件   | <p>議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第50号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第51号 非農地証明申請について</p> <p>報告第17号 利用権(農用地利用集積計画)の解約について</p> <p>報告第18号 農地法第4条の規定による届出について</p> |                      |

|            |  |
|------------|--|
| 議 長        | <p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和4年第11回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番宮崎委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 局 長        | <p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、小梨町字長沢田9246番2、9248番、9250番、9252番1、9253番1、9253番2の計6筆、地目は田が4筆、畑が2筆、面積は計6,009㎡です。</p> <p>ぶどう栽培用ビニールハウスの設置に伴い、ほ場の整備をするために、一時転用申請するものです。</p> <p>一部農地については、既にほ場の整備及びビニールハウスの設置をしていたため、所有者から始末書の提出を受けており、所有者は深く反省し、今後は関係法令を順守する旨誓約されております。</p> <p>当該農地は農振農用地となっておりますが、ほ場を整備するため、一時的な利用に供するために行うものであり、農地転用の不許可の例外にあたります。</p> <p>本総会で許可いただいた場合には、農振農用地であるため、令和4年12月16日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。説明は以上です。</p> |
| 議 長        | <p>現地確認を行った亀田推進委員から補足説明をお願いします。</p>  |
| 亀田<br>推進委員 | <p>申請地は、小梨地域交流センターから東へ約700m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、一部農地は、既にほ場の整備及びビニールハウスの設置がおこなわれていました。</p> <p>説明は以上です。</p>   |
| 議 長        | <p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>  |
|            | <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>   |
| 議 長        | <p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>   |
|            | <p>「異議なし」の声あり</p>  |
| 議 長        | <p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| 局 長        | <p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、竹原町字多井一ノ割2854番1の1筆、地目は田、面積は1,276㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>                |
| 議 長        | <p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>   |
| 須賀<br>推進委員 | <p>申請地は、竹原西小学校から西へ約600m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>  |
| 議 長        | <p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>   |
|            | <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>  |
| 議 長        | <p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>  |
|            | <p>「異議なし」の声あり</p>   |
| 議 長        | <p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 局 長        | <p>議案の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、竹原町字吉良崎2743番2、2744番1の計2筆、地目は田が1筆、畑が1筆、面積は計1,245㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p> |
| 議 長        | <p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>   |
| 須賀<br>推進委員 | <p>申請地は、竹原西小学校から南西へ約800m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>   |
| 議 長        | <p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>   |
|            | <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>  |
| 議 長        | <p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>  |

|            |   |
|------------|---|
|            | 「異議なし」の声あり  |
| 議 長        | 異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。<br>次に3番について事務局の説明をお願いします。   |
| 局 長        | 議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。<br>3番の申請地は、下野町字多西郷999番1の1筆、地目は田、<br>面積は1,829㎡です。<br>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。<br>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種<br>農地と判断いたします。説明は以上です。  |
| 議 長        | 現地確認を行った西野推進委員から補足説明をお願いします。  |
| 西野<br>推進委員 | 申請地は、大井地域交流センターから北西へ約400m付近にあります。<br>現地確認時、耕作されていませんでした。<br>説明は以上です。  |
| 議 長        | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  |
|            | 「質疑、意見なし」の声あり   |
| 議 長        | ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。   |
|            | 「異議なし」の声あり  |
| 議 長        | 異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。<br>次に4番について事務局の説明をお願いします。   |
| 局 長        | 議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。<br>4番の申請地は、下野町字多西郷1002番1の1筆、地目は田、<br>面積は1,457㎡です。<br>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。<br>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種<br>農地と判断いたします。説明は以上です。 |
| 議 長        | 現地確認を行った西野推進委員から補足説明をお願いします。  |
| 西野<br>推進委員 | 申請地は、大井地域交流センターから北西へ約400m付近にあります。<br>現地確認時、耕作されていませんでした。<br>説明は以上です。  |

|            |  |
|------------|--|
| 議 長        | これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。   |
|            | 「質疑，意見なし」の声あり  |
| 議 長        | ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。  |
|            | 「異議なし」の声あり   |
| 議 長        | 異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。<br>次に5番について事務局の説明をお願いします。  |
| 局 長        | 議案の3ページ，参考資料の5ページをご覧ください。<br>5番の申請地は，新庄町字二ノ瀬2008番1の1筆，地目は田，<br>面積は100㎡です。<br>作業ヤード，資材・機材置場の用途で利用することに伴い，賃借権を設定するものです。<br>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。既に作業ヤード，資材・機材置場として利用をしていたため，所有者から始末書の提出を受けており，所有者は深く反省し，今後は関係法令を順守する旨誓約されております。<br>説明は以上です。 |
| 議 長        | 現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。   |
| 沖野<br>推進委員 | 申請地は，葛子集会所から北へ約500m付近にあります。<br>現地確認時，既に作業ヤード，資材・機材置場として利用されていました。<br>説明は以上です。  |
| 議 長        | これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。   |
|            | 「質疑，意見なし」の声あり  |
| 議 長        | ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。  |
|            | 「異議なし」の声あり   |
| 議 長        | 異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。<br>続きまして，日程第3，議案第50号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。  |

|            |  |
|------------|--|
| 局 長        | <p>議案の4ページ、参考資料の6ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。</p> <p>今回利用権設定の申出があった案件の面積は1,448㎡、対象人員は、貸し手が1人、借り手が1人です。</p> <p>内容につきましては、参考資料6ページのとおりとなっております。</p> <p>本議案が可決の場合、令和4年12月1日付けで、公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>                                    |
| 議 長        | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。   |
|            | 「質疑、意見なし」の声あり  |
| 議 長        | ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。   |
|            | 「異議なし」の声あり   |
| 議 長        | <p>異議なしと認めます。よって、議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第4、議案第51号「非農地証明申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 局 長        | <p>議案の5ページ、参考資料の7ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、吉名町字矢ノ熊4274番2、4276番の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計640㎡です。</p> <p>昭和40年頃ミカン営農をやめ、それ以降農地として利用しておらず、倉庫用地及び庭敷地として利用されています。また平成4年頃から墓地としても利用されており、地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p> |
| 議 長        | 現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。   |
| 大木<br>推進委員 | 申請地は、吉名地域交流センターから南西へ約1,200m付近にあります。現地確認時、既に倉庫用地、庭敷地及び墓地として利用されており、耕作不可能な状態になっていました。説明は以上です。  |
| 議 長        | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。   |
|            | 「質疑、意見なし」の声あり  |

|            |  |
|------------|--|
| 議 長        | ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。   |
|            | 「異議なし」の声あり   |
| 議 長        | 異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。   |
| 局 長        | <p>議案の5ページ、参考資料の8ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、西野町字居石1943番の1筆、地目は田、面積は33㎡です。</p> <p>平成10年5月21日に隣接地である1944番2に建物を新築し、それ以降現在に至るまで、庭敷地として利用されており、地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p> |
| 議 長        | 現地確認を行った西原推進委員から補足説明をお願いします。   |
| 西原<br>推進委員 | <p>申請地は、荘野小学校から西へ約400m付近にあります。</p> <p>現地確認時、既に庭敷地として利用されており、耕作不可能な状態になっていました。説明は以上です。</p>  |
| 議 長        | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。   |
|            | 「質疑、意見なし」の声あり  |
| 議 長        | ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。   |
|            | 「異議なし」の声あり   |
| 議 長        | 異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。   |
| 局 長        | <p>議案の5ページ、参考資料の9ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は、高崎町字東大乘新開1番、2番1の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計344㎡です。</p> <p>昭和57年から住宅用地として利用されており、地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| 議 長        | 現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。  |
| 山本<br>推進委員 | 申請地は、JR大乗駅から北東へ約200m付近にあります。<br>現地確認時、既に住宅用地として利用されており、耕作不可能な状態になっていました。説明は以上です。  |
| 議 長        | これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  |
|            | 「質疑、意見なし」の声あり   |
| 議 長        | ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。  |
|            | 「異議なし」の声あり  |
| 議 長        | 異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。<br>次に日程第5、報告第17号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」事務局の説明をお願いします。  |
| 局 長        | 議案の6ページ、参考資料の10ページをご覧ください。<br>今回利用権解約の申出があった案件の面積は6,304㎡、<br>対象人員は、貸し手が2人、借り手が2人です。<br>それぞれ賃貸人、賃借人の両名から、賃貸借の合意解約が令和4年10月20日、令和4年11月8日に成立した旨の通知書を受領しております。<br>詳細につきましては参考資料の10ページをご確認ください。<br>説明は以上です。                                   |
| 議 長        | 次に日程第6、報告第18号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。   |
| 局 長        | 議案の7ページ、参考資料の11ページをご覧ください。<br>令和4年10月に農業委員会に農業用施設の届出のあった件数、<br>内容、面積について報告いたします。<br>件数は2件で、1件目は車進入のための農道拡幅に利用するもので、<br>面積は9㎡です。2件目は農業用倉庫の建築用地として利用するもので、<br>面積は63.77㎡です。計2件分の合計面積は72.77㎡です。<br>詳細につきましては参考資料の11ページをご確認ください。<br>説明は以上です。 |
| 議 長        | 以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。<br>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。   |



|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 事務局 | ○12月定例総会の予定について                      |
| 議長  | 以上をもちまして、令和4年第11回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。 |

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月30日

議長 祐本 征武

署名委員 宮崎 信之